

令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	野菜生産出荷安定事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱（昭和49年5月1日施行）	
事業開始年月日	昭和49年5月1日	
最終改正年月日	平成25年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市場における野菜の価格が著しく低落した時に、生産者に対し、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金を交付することにより、野菜の生産と出荷の安定化を図り、野菜生産及び出荷の安定的拡大と農業経営の安定を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	野菜の生産と出荷の安定化を図るため、市場における野菜の価格が著しく低落した時に生産者に対し、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金を交付する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	野菜生産は気象その他の影響を受けやすく、価格は常に変動を繰り返している為、船橋で作られる野菜の中で、価格変動の激しい「にんじん、キャベツ」を対象に事業が始まり、昭和53年から「きゅうり、ダイコン、ねぎ」が、昭和55年から「ほうれんそう」が追加された。その後、「にんじん」については国の「野菜生産出荷安定事業」へ移管、「キャベツ」については国の「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」へ移管された。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和53年4月1日：「きゅうり、ダイコン、ねぎ」を対象作物に追加 昭和55年4月1日：「ほうれんそう」を対象作物に追加 昭和58年10月1日：「ダイコン」の栽培体系の変化に伴い、「ダイコン」の対象期間を変更 昭和59年4月1日：「にんじん」を国の「野菜生産出荷安定事業」へ移管 平成12年4月1日：「キャベツ」を国の「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」へ移管	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	対象者：出荷組合を構成（5戸以上）し、農業協同組合を通じて市場へ共同出荷している生産者 対象品目(対象期間)：ダイコン・ネギ・ホウレンソウ(11/11~12/20) キュウリ(9/20~10/20) 内容：市場価格が保証基準額以下に下落した場合＝(保証基準額－市場価格)×0.8×0.3 市場価格が最低基準額未満に下落した場合＝(保証基準額－最低基準額)×0.8×0.3 ※保証基準額等は千葉県青果物価格補償事業の「保証基準額等」を準用する	

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,400	2,400	1,600	1,600
	うち一般財源	2,400	2,400	1,600	1,600
	決算(見込)額	487	3,717	3,977	2,426
対象者数・ 交付件数など	対象者数(ダイコン)	13	19	18	13
	対象者数(ネギ)	8	4	16	12
	対象者数(ホウレンソウ)	0	28	52	20
	対象者数(キュウリ)	0	0	0	0

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	1月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	補助金事務 (随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	経済部 農水産課
事業名称	野菜生産出荷安定事業費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 効果を未把握	事業目的は、野菜生産及び出荷の安定的拡大であるが、補助金の効果を定量的に判断する指標が定まっていない。	効果を定量的に判断する指標を検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 効果を未把握	-	-